

民の字の意識の変遷

永 沢 要 二

特別な文字は都合上符号にしました御了承下さい。

是	自	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
m	i	e	f	g	d
毗	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
n	j	f	g	c	d
槽	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
o	k	g	c	d	d
敦	炯	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
p	l	h	h	d	d

序 論

この民の字は何如なる時代的要請によって生じたか、また何如なる内容を持って使われていたか等々に再検討を加えて見るのがこの小論である。何故か、

書経の呂刑の苗民の鄭玄注を引いた説には民は冥なり無知なりといい、賈子の大政篇を引用した説には、「民之為言萌也、萌之為言盲也」とし、また民の言たるや盲なり、逃亡を防ぐため奴隸の目に針を刺す云々といわれる。或はまた木に穴を開ける把手の鑽の形とする説、或は広雅釈言を引用して民はaなり、逃亡者の意なりとしている論者もある。

而して一方「天聡明自我民聡明、天明畏自我民明威。」なども

民の字の意識の変遷

あり。また「夫民者萬世之本也」ともいい、「民者諸侯之本也」ともいう、また殷には人を小人といい、周には小民ということもある。斯の如く觀來る時一方は民は全く盲なり無知なりとし、一方には民は民主であり神主でもあり萬世の本源であるとする。

然してこの文字は契文には見当らず、金文に出てくるところを見ると殷末周初の發生と見られる。この時代に果して盲にするための刑を施行していたかどうか等々、この文字の根源を通して当時の世相を探究して見る。

本 論

先ず順序として先人や現代小学者の説を暫らく見ることにする。説文解字十二下民の部を見ると、「民衆萌也、從古文之象、凡民之属皆從民、弥隣切、𠂔古文民、」とある。ではこの衆萌ということが何かという問題が残る。然しこの衆は萌を形容する形容詞で、単に多くの意だけであるから、この萌に内容を見出さねばならない。そこでこの萌を説文解字一の部草部に見ると、「萌草芽也、從草明声、」とある。こう見ると萌は草の芽ということになり、衆萌ということよりすれば沢山の草の芽ということになるので、吾々の意図する民の解にならない。

これに対して朱駿声が通訓定声に、

「按古文從母、取蕃育也、上下衆多意、指事、広雅釈言、民_a也、按土著者曰民、外来者曰_a、穀梁成元伝、古者有四民、有士民、有商民、有農民、有工民、左桓六伝、夫民神之主也、穀梁桓十四伝、民者君之本也、左闕元伝、天子曰兆民、諸侯曰萬民、呂覽大衆注、秦謂民為黔首、孟子有天民者、注知道者也、又凡民也、注無異知者也、……書呂刑、苗民、鄭注、民者冥也、春秋繁露、民者暝也、賈子大政、民之為言萌也、荀子礼論、注民泯無所知者……」

これに随えば民の字は母の字の形よりの慈乳であり、母の字の引申義が民ということになる。また広義には外来者も民の仲間に入れこれらは_aという文字で現わすといわれる。

また林義光が説文文源に、

「按古作_b、洄子器、象草芽之形、当為萌之古文、音転如萌、故復制萌字、草芽蕃生、引伸為人民之民、其転音則別為_a、古同音、然亦仮萌為_a、……」

これによれば民は草木の芽が原義、これが引申されると人民の民ということになるとする。

或はまた加藤常賢博士は教育漢字字源辞典一九三頁に、

「字形」、木に穴をあける把手のある鑽の形(象形)。「字音」、「ミン」の音は鑽の先端の芒尖(とがる意)から来ている。パウの音が「ミン」に変じた。「字義」、「穴をあける鑽」借用。「郷里から逃亡した人の意外來人の意、現在人民の意に使うのは亡と同音のためこの字を借用した、後にこの借用義がこの字を奪ってしまつて本義が判然しなくなつたが字形から前の如く解釈するのが正しい」

といわれる。

これに対して漢字語源辞典五二四頁に、藤堂博士が「民_目民_目」(明真開₄)衆_aなり、古文の象に従う、古文の字形は複雑奇怪であるが、甲骨文字は明らかに目を針で刺きさしてメクラにした姿を表わす、(五六頁)書経呂刑苗民の鄭玄注に、「民とは瞑(めくら、くらい)なり、」とあり、賈子大政には「民の言たる盲なり」とあるのが原義をよく伝えている。恐らく本義は逃亡を防ぐためメクラにした奴隸のこと、転じてメクラ、目が見えない意となる。眼は説文に見えないが民は眠(目が見えない)の原字と考えてよい。といわれるし、またこの本の五六頁に、

「民_c説文には民とは衆_aなりとあるだけで字形の解説はない、ところがこの字の金文は明らかに人の目を針でつきさし、しかもその目にクロメがない。盲目になつてゐるわけである。この系列には混(水にかくれて見えなくなる、眠(目をつむる)異(みえなくしたアミわなのこと)……」

書経呂刑鄭玄注に、民とは瞑なり、また賈子大政に民の言たる萌なり、萌の言たる盲なり、また荀子礼論楊倞注に民とは混して知る所なき者なり、そこで民とはめくらであると解してよい、転じて無智な者との意となり、やがて民は依らしむべきも知らしむべからずという論語のような用例をうむに至つた。論語に於ても尚民は無知なものとして扱はれている。おそらく、民の字の作られた当時於ては逃亡を防ぐため針で盲となした奴隸を民といったものであらう」といわれる。

またカールグレン氏の Analytic Dictionary of Chinese ①

九八頁に min man mien. [char analogous to 氏 clan family both of doubtful analysis.] とつられてゐる。

さて以上のように先人や小学者の説を見て来たが、加藤博士のように民の本来の字は木に穴をあける鑽の形とするが、古文や金文を見る時果してこの説でよいかどうか、またミンの音は鑽の尖端の芒尖から来ているとしていられるがパウから何故ミンの音に転化したものかどうか。

また藤堂博士は民は衆 a なり古文の形に従こうといわれるが、説文には民は萌なりとある。尤も説文には形声文字として a を出し、これを「a 民也從民亡声詭若盲」とあるが、これは民と亡との形声文字で、民そのものの意だけでなく既に引申され慈乳された意が含まれていると解さねばならない。即ち広雅釈言や通訓定声等には「民 a 也」とあるようにこれは民の字の内容が引申され慈乳された解である。またこの a を仮借して n なりなども説文にあるが、これも漢代特有の転音転義の解と見られる。例えば饑は餽なり餉なりなどとあるが、これも段玉裁の注を俟つまでもなく内容に差があると考える。かく考えると民は萌なり、萌は a なり民なり n なり、などといったもこれは民の字の直接の解とはならない。

また藤堂博士は書経の呂刑苗民の鄭玄注に「民は眞なり」とあるといわれる。この事は朱駿声も通訓定声に述べているところだが、然しこの鄭注とあるのは鄭玄の字即ち鄭康成曰くのところではなからうか、とすると、私の見た皇清経解卷三百九十八呉江徵君著の周書三十八尚書二十七の部の解には、民は眞なりで単に盲であり無智だというだけでなく、めくらのようだ、無知だ云々の意に解してい

ると見られる。これと同じことは春秋繁露の深察名号篇によっても解される。ここには「民之為言、固猶瞑也。」とあるので、これは明らかに「民は固より瞑のように不明の言を弄するもの」との意と解されるのである。

同様に苗民の解も苗民は不明の民なり、盲昧の民なりの解であつて、決してめくらであるとは解されないし、また目玉を矢で突き刺した形とは尚更解されない。なぜなら呂刑の注 1 本文を見れば「鴻荒の世は風俗厚く民は質朴にして不善のものがなかつたが、黄帝の時に成つて蚩尤なるものが始めて暴乱の端をなした。また帝舜の時三危に竄(さん)せられた三苗共が始めて暴逆の刑を作つてこれを法といつた。」とある。これによつてこの文を見るにこの文は周の穆王(武王より五代目)の時の呂侯が作つた文であるとされるし、またこの文は蔡沈の集伝によれば、古文、今文共に有る文であり、また新考証(大漢和字典諸橋轍次氏その他)によれば西周時代の作とされるので金文作成時代、つまりこの民の字の出現時代と一致することになるので、ここに出てくる五刑は古代中国に於ける最初のものといふことができる。随つてこの五刑(注 2)に目に針を刺す刑の成文化したものが見当らない以上、かかる刑のあつたとは考えられない。況んやこの五刑の作成される以前は民純朴にしてかかる刑の必要としなかつたことも記載されているのである。

かかる観点から論語の作成される時代になつても民は無智なり、民はめくらなりなどだけ解してよいものかどうか、むしろめくらのようにしようとし、また無智ならしめようとしたのではなからうか。即ち支配階級が被支配階級を権力を以てかかる状態に置くこと

にだけ汲汲したものでなからうか。

そこで吾々は今一度金文や先秦の文献に依って探究して見ることにする。

先ず容庚氏の金文篇の十二の二二のところを見る。

(文字の作成上一部代表だけを記すことを了承願いたい)

c 民、孟鼎、b 民、王孫鐘。その他類似のものとして、克鼎、斎侯鐘、等数種を出しておる。

また呉大猷の説文古籀補第十二には、容庚氏の金文篇と全く同じの孟 d、斎侯鐘や、少し形の変わった斎侯壺を挙げている。

次に丁仏言の古籀補(注 3)には、

e、略古文母、民、每、皆書作 e、当依文義分別說之、如海内百川名爲天地、爲衆水之母、古文本従水従母。因古母每書法無別、小 k 遂誤爲従水従母、後人亦以每声解之、遂致不解。」とある。

尚 e に類する民の字六、もつと複雑なる形三を出している。

次に高田忠周氏の漢字詳解卷一百十八頁を見ると。

民として六つ出しているが、その中に古文として f を出している。

ただこの民は古文として出しているが何れの時代、何れの国か等々を明らかにしていないが、同書百十八頁に「要スルニ萬億兆民ハ皆父母ノ生ム所ナリ、而シテ母腹ヨリ出ツ、故ニ字ハ母ニ従フ、其或ハ女ニ従フモノハ省文ト爲ス、然モ女母実ハ同意ナリ、故ニ通用ヲ得ルモノトス。以テ其ノ意ヲ示ス。」といわれる。然しこれは形音義を通しての正しい解とは見られない。

次に初めて民の字が出現し記載されると見られる大孟 d を西

周金文辞大系図録(郭沫若氏著 (注 4) に見る。この d は康王時

代のものと見られるが。若しこの考証が適格なれば武王の次の王となり。周初の詰命となるのでこの時代の王や臣下の生活を知るのによい資料となる。即ち康王が臣孟に語けるのに、「孟よ偉大なる文王は天の天命を受けられた、武王は文王の興した国をつぎ、従わざるを従え四方を心服し、未長くその民をおさめるようになった。

……今我は往きて先王の天命によって受けた民と国土とを巡狩しようと思う。汝に香酒一卮、冠衣その他を与えん……よく地方を巡察せよ、……同僚下役人等をよく訓戒して政治に務め我が命を廢すること勿れ云々、」と。この詰命を見ると、民をよく治めよ云々は見えるが、奴隸を酷使する等のことは見えない、而してこの中に二ヶ所民の字が出てくる。即ち「 ㄩ 、 c 」と「 ㄨ 、 b 」とであつてこの二ヶ所共、単に盲従させ虐待しているとは見えない。

次に大克 d を見る。

この鼎は西周後期厲王頃のものとされているが、この中に出てくる萬民という熟語は「 ㄨ 、 c 」の形であり、その内容も「偉大なる祖父師華父は心の修養、進退の宜しきを得るに努めたので、その天子である共王をよく補佐して王家を治め、萬民に恵みをたれ遠きも近きも心服せしめることが出来た。その功により上帝はじめ先王からも幸を賜わること限りなく、また天子からも常に慕われている云々。」と。

これを見ても古來極非道とされていた厲王も、この銘ではそうした極刑は見られない。

次に秦公敦を見る。

このdは春秋中期のものと思われるが、このdに出てくる民は「穀响b」とある。この銘には、この外に「穀静不廷」云々の簡所がある。

こうした文を見ると、時恰も春秋中期といえ、弱肉強食、苛斂誅求飽くなき世、苛政猛於虎」の悪政極まりない時勢であったことである。如何に人民を過酷に使用し、民衆に塗炭の苦をなめさせていたかが想像されるが、奴隸を言にして養つておく刑は見当らない。唯ここに不廷を穀静する云々があるので焼きごてでも当てる刑でもあつたものか、それは注5 炮烙之刑の行われたことによつても推測される。

斎侯罇鐘を見る。

この鐘は春秋中期のものと察せられる。何故ならこの文中の襄公は宋の襄公、成公は杞の成公であると考えからである。襄公は中國歴史紀年(榮孟源編)によれば前六五〇年より前六三七年までの人であり、成公は宋の成公であろう、とすると前六三七年より前六二一年までの人であるから、恐らくこの時代のものと考ええる。この中に「余命汝、政于朕三軍、肅成朕師、禮之政德、諫罰朕庶民、左右毋諱、」この中の庶民は「庶庶c」の形である。

これを見ると朕が庶民を諫しめただし、悪事を左右してかくすこと勿れというところは庶民に対する法の厳しき、統一的行動をとるべき云々のことは分るが、この銘からは如何なる刑罰を施行したか、如何なる刑があつたかは明らかでない。

次に春秋中期の作と見られる王孫遺者鐘に出てくる民人という熟語であるが、この語こそは人と民とを当時如何に差別して使用して

民の字の意識の変遷

いたかを知るに重要な資料である。この中に見える民人は「bイ」の形である。ではこの民人は如何なる差別があるか、この銘では分らないので、これを詩經の大雅假樂の章に見ることにする。これによると「假樂君子、顯顯令德、宜民宜人、受祿于天、保右命之、自天申之、于祿百福、子孫千億。」とある。これを毛氏の傳に見ると「宜民宜人」とは「宜安民宜官人也」とある。然しこれだけではまだ十分なる解とならない。そこでこの章を朱熹集伝に見ると、「民庶民也、人在位者也、」とある。これによれば民と人とは差別していたことになる。然し金文や詩書等には果してこの通り画然と人と民とを差別していたものだろうか。

このことはこの小論では到底論じ得ないので後日稿を更めて批正を乞うつもりだが、唯殷虚卜辞綜述の第十八章身分の部六一七頁に陳夢家氏もこの事を論じているので、この論に一応は賛し得るので左に掲げておく。

「周書中的、小人小民、大約是殷周方言之別。殷語的小人、相當於周語的小民、周公在無逸一篇中、追述殷王与小人的關係、通篇都称小人、惟独提到文王說、他懷保小民、楚語上、左史倚相引、周書曰、文王至於日中、不皇暇食、惠於小民、召誥一篇、周公对成王說的一番話、四次提到小民、所用是周語、但這種区分、有時也有混淆之處、康誥、是周王、誥衛康叔之辭、說小人難保、因衛是殷地、用了殷語、酒誥、也是周王、誥康叔之辭、而說在昔殷先哲王、迪畏天、顯小民、則完全用了周語、因殷語天作帝、小民作小人、」と。

これ等を見ても小人と小民との区別は中々むづかしいが、或はまたこの庶民を奴隸と見做したかどうか、これまた中々解決困難の

所がある。例えば中国古代社会研究の一三七頁に郭沫若氏が、

「總之、平時的農人、便是戰時的軍人、在這東山一詩裏也、表現得異常清楚、農人、工人、軍人、結果就是奴隸、像這樣的証拠、在詩經和書經裏面、是筆不勝筆、所以我等可以斷定。奴隸制的社会組織、是在周初才完成、它的原因是農業的發達、農業的發達、可能是

在鉄的耕器的發明、」云々とある。

これによれば農民が軍人となり軍人がまた戦争が終れば農民となる。我國の北海道開拓の屯田兵に似たものであったし、支配者階級からすれば被支配階級は程度の差こそあれ、みな奴隸的生活をさせられたことは何れの国家と雖もこうした生活は封建制度下に於ては免れ得ないものがあつたと想われる。然してこうした民、人、奴、その他臣等々の比較は前述の如く到底この小論では尽し得ないので、このことは後述とし、民の字に就いて考察を進める。

説文文源に林義光がcを草木の芽とし、この引申を人民の民としてゐるがこれは正しい解と考ふる。何故なら金文や古籀補等を見ても草木の根のように想われるからである。

これを一步前進させた説に 鏡1の説文部首訂がある。これによると「按古文民作𠂔、即萌芽本字、從母、義取能生育、上下象萌、以指事、後借其字為黎民、而別制萌、篆以專萌芽義、k又改古文為民、而形体失真……」とある。これは傾聴すべき文で、これと高田忠周氏の古文（前述の）の民を見ると、「f」の形でこれは確に母の形に似ている、こうしたことから綜合すれば、上下の線は草の芽に似ているし、中央の点（・）は母の乳首に似ている。そこで鏡eは母より子孫が繁殖するように草木の根や芽より草木が萌え出づる

ので民を萌とした。然しその萌を別に制して草木の芽とし、民の字をそのままにしたが篆文の民となると全く母の形を失つたのだという。これは首肯される説ではあるが、然し吾々からすれば逆の説であり、論理の飛躍と考ふる何故か。

吾々はこの民の字は女と母とに發生を求め、それが木の根（氏）のように統き、その慈乳が民であると見るからである、この中女や母は既に述べ尽されている文字であり、この小論では都合省略し、この氏より説き起こさねばならない。それには二、三の例を見てからにする、

説文文源に林義光が、この氏を説いて、「按古作g、(不h敦)、………本義当為根概。………g象根・其種也、姓氏之氏、亦由根概之義、引申、説文云、𠂔至也、本也、從氏、下著一、一地也、按氏古作g、当与氏同字、氏氏音稍變、故加一以別之、一実非地、氏象根、根在地下、非根之下復有地。………」とあり。氏を木の根とする。

また藤堂博士の漢字語源辭典四五七頁氏の部に、*dhieg~zie* (禪紙開3)、字形については前述姓氏の氏の意に用いられるのは未詳、朱駿声が根概(木の根)の概の原字は氏と同字だというのが氏声は上古韻の脂部に属し、この支部とは關係はない、あるいは姓氏の氏は筆写のさい氏と混用したものか、だとすれば姓氏の氏は嚴密には氏と書くべきで、「木の根」の意から生れた根(もと)の意に転じたと考ふる可能性がある」といわれる。

これに対して加藤常賢博士は漢字の起原卷二の三九頁に氏をとい

「ソコデ姓氏の氏ノ本字ハ如何ナル字デアアルカラ考ヘルニ、余ノ研究ノ結果ハ「i」字デアアルト考ヘル、古代ニ於イテハ、人ハ小丘ノ堆ニ住ンデ居タ。之ヲ「何i」ト言ッタノデアアル、契金文ニ「i」を地名族名ノ下ニ附ケルノハ全ク後世ノ何氏何丘ノデアアル、小丘ノ堆ノ名デアアツテ其ノ起原ハ氏母デアツテ何氏の意デアアル、氏はmデアアルカラ氏ノシナル音ハ全ク前の是(シ)ナル音ト同意味デアアル、姓氏の氏(シ)ナル音ハi(シ)カラ来テ居ル、故ニ京都トハ大i大丘ノ意デアアル」といわれる。

またカールグレン氏は前述の書の二五九頁に、「氏 *SR* *Si* *ezie* …… *Clan family* : *Mr. Mrs* : *there was also an Anc. reading* ‹*t'sie* ‹*a in* 月氏 *Npr. of an ancient people*. ……」といわれる。

以上二、三の説を見て来たが、これ等の説を参考にし考察すると左の如く纏めたい。

先ず人は女性より生れる、即ち女の形は、ま(毛公鼎)であり、これがまた母として子を育てる時これが中(静敦)であり、草の萌え出る如く、また木の根のように長く続き繁殖し血縁関係が出来て集団生活する時これがgであり(不土敦)、また種々の条件のもとにこれ等氏族が集団し、結合し国家的な生活する時これが民であつてcの形を以て現わすと考える。これ等は単に形そのものよりの聯関であるが、これを音韻より考究すると、氏は集韻によれば庚の韻であり、民は眞の韻である、ところで劉文蔚の詩韻含英によれば、上平声眞の韻は古は下平声庚の韻と通韻するとある。また説文によると外来するものがaであるとすると、このaも庚の韻であるから、

民の字の意識の変遷

氏民aは何れも普通であり意通であることになる。

また萌え出づる木の根のように民が殖えたとすると説文の民は萌なりは旁軋ではあるが、これも萌も庚の韻であるから民の眞の韻と音通となる。氏も集韻によると上声紙の韻であり氏も同じく紙の韻であり、また氏も氏も支の韻でもある。尤も氏を支の韻とすると集韻では国名となり部族名となり氏族名となるが、氏の方は県名となるので全く内容が同じとなる。ところで加藤博士は前述の書によればこの氏(注6)をm是と同じと見る、この是はiの字と同字だといわれてiは小高い丘といわれるが、iは劉文蔚の韻字によれば上平声灰の韻は古は上声支の韻と通するところから、灰支は通韻となる、とすると氏は氏族名、部族名となり小高い丘に集団する氏族名とも見られる。

かく見てくるとこの氏、氏、民aは決して形だけの類似でなく、形音義三者の聯関ある語と見られる。

次に説文第十三下田部に、「厖田民也、从田亡声、」とあるが、これも民そのものの直接の解でなく軋音され軋義されている。即ち農耕時代の農民をいつたことになり、その農民を支配するものの、常套手段として反抗を恐れ、支配されざるを配慮して、ここに被支配者への弾圧ということにより、無自覚、無抵抗、無気力にすることが彼等の理想であつたのである。このことを説文句詁に王筠が「厖猶懼、無知貌也。」とあることによつても了解される。これと同じことは民は冥なり冥なりということでも証される。この冥は説文に「冥窈也、從日六從、」日數十六而月始虧冥也、「亦声、」とあるように暗いことを意味する。このことは広雅釈訓にも「冥暗也」

とあることによつても裏付けられる。かくしてこの暗いことが引申されるところか、をささないなどというように慈乳されるのである。即ち札記の哀公問篇に「寡人蠢愚、冥煩、注冥煩者、言不能明理。」とあり、また爾雅釈言篇に、「冥幼也、注幼穉者冥昧、」とあるように心持の幼い者つまり愚鈍者をいうことになる。これ冥は腹に通ずることになるので、この腹は既に引申され慈乳された内容をもつたことになる。即ち冥なら日に覆いのかかったことで暗いことになのであるが、一旦目が篇につけば目が暗い目が見えないという附えんされた内容が出てくる。このことは逸周書太子晉解に「師曠不可曰、請使瞶臣往与之言、注師曠無目、故称瞶、」というように引申されて、ここにめくらの人めくらの臣ということになるのである。

これと同じことは論語泰伯第八にある「子曰、民可使由之、不可使之知、」の解にもいわれることで、従来の解の如く人民を愚にしておけば政治がよく治まるなどの解もあるが、而してこれも既に程子も解している如く、「聖人設教、非不欲人人家喻而戸曉也、然不能使之知、但能使之由之爾、若曰聖人不使民知、則是後世朝四暮三之術也、豈聖人之心乎。」とある。

これによつても民は唯愚民だから政治に関与させない、唯単に愚民にだけしておけば世が治まると考えたのではなく、当時民に全部知らしめる方法や、全部に参政権を与える方法が見つけられなかったの、孔子などもこの方法を見つけて施行することが最大の理想であったのであろう。

ましてや庶民を一々眼をつぶし奴隸として行使させようとしても、如何なる行役があつたことであらう、不明といわざるを得ない。

以上により金文に現われた民の字より如何なる内容が導き出されるかを見て来たが、民の文字は結局氏と同じく長く子孫が続き繁殖することが原義であり、人と並べて考察する時には或る時代には人が官位にあるもの、民は下層な地位にいるもの等の区別されたこともあつたが、これも周の中期になると人民や民人というような熟語も構成され、同等の連語として使用されるに到つたと考えざるを得ない。また当時五刑はあつたが首にする刑は見当らない等々を考察して来たが、さて金文以外の文献にはこの民の字は如何に使用されたか残り少ない紙数で簡単にみることにする。

詩経

この中には九八回程民の字が出ておる、この詩経こそ契文や金文を裏付ける最古の文献と考える、何故ならこの詩集は西周初期より周の定王頃までの民情を歌つたものと想われるからである。

小雅正月の章に「民之訛言、亦孔之将。」とあるがこの民は奸邪の小人を指している。

小雅十月之交「下民之丕、匪降自天、噂沓背憎。職競由人、」この章のはつまらぬ人々の口により下民が塗炭の苦を受けていることを歌っているのである。

大雅文王之章

「何人不将、經營四方、何草不玄、何人不矜、哀我征夫、独為匪民。」

ここでは人は支配する階級、民は被支配者階級をいつている。同じことは、

大雅假樂の章に

「宜民宜人、受祿于天、保右命之、自天申之。」こは民は庶民であり、人は官人を意味するとは前述の蔡沈の説である。

大雅烝民の章

「天生烝民、有物有則、民之……略」これによれば一般の人々を民ということにもなる。

商頌玄鳥の章

「天命玄鳥、降而生商、宅殷土芒芒、邦畿千里、維民所止、肇域彼四海。」

ここのは商の国の人々を民といっているので結局広義的には殷の人々を民といったことになる。

以上代表的な民の字を抽出して見たが、要は支配者を人といい、被支配者を民といったようだが、これもやがてこの章のように混淆されるようになった。

次に尚書であるがこれには古文今文等々の問題もあり、またその時代的区分等々にも異論はあるが、茲にはこれ等を一切省略して論を進める。

尚書 皋陶謨

この篇は近頃の考証によれば秦漢初期のものと考えられているが、然し周初より周末迄の思想を窺うのに欠くことの出来ないものと考えられる。即ち「天聰明自我民聰明、天明威自我民明威、」この思想こそは一朝一夕に培われたものでなく周初よりの結集されたものと考ええる。戦乱に繼ぐに戦乱、弾圧に繼ぐに弾圧、等々より結局人々は人としての意識、氏族としての自覚、等々の発現が斯の如き文を構成したものと考える、このことは左の文によっても如何に自我意識が

民の字の意識の変遷

高まって来たかが窺われる。即ち

太甲中

「天作_レ猶可違、自作_レ不可追」と、この篇も今文になく唯古文だけとあるので問題ならぬとの説もあるが、然し孟子離婁章句上に「太甲曰」として「自作_レ不可活」とあり、唯最後の文字活と違との差だけで全文を引用されているところを見ると、孟子の文を肯定する限りに於て周初より周末までの思想の畜積されている自我意識を見るに十分であると想われる。

尚この尚書には、召誥篇に 民の熟語に後民、小民、讐民等々が見える。この中讐民は殷の遺民を頑民している周人の語と見られるがこれは殷周の間に反目（注7）常ならざるものあったことを現わす語であると思われる。

次に易経であるが

易経

易経には民の字の使用は四〇ヶ所前後あるがこの中で剝の卦に「君子得輿民所載也、以下略。」これ民あつての君子である云々とあるところは民を主体とする自我意識の発見であると考ええる。

論語

論語には民の字は五〇回前後使用されているがこの中で民の内容を代表するものとして子路篇に「上好礼、則民莫敢不敬、上好義、則民莫敢不服、上好信、則民莫敢不用情、夫如是、則四方民襁負其子而至矣」とある。

上下一体共存共栄の思想が浸透した政治でなければ民は心服せぬというところは当時の世相と人民の自覚の程度を理解するのに好資

料といわれよう。

結論

以上紙数の都合結論せねばならないが、この文字を時代の背景を中心に考究すればまだ幾多の問題が残るであろう、例えば時代的に人、民、臣、奴隸との関係等々、然してこの小論ではその悉くを尽し得ないが、要は民の文字は人より出発して氏民という順序に引申されたと考える。即ち人は説文人部によると「天地之性最貴者也」とある。これこそ人を象徴する語の最大なものであり、殷人はこれを誇りとして作られた文字であったのである。斯くして他氏族を見る時、木の根のように下層階級であり低級な人々と考えたのである。かく考えた時氏羌（注8）というような醜名の呼び名や、氏人（注9）なる最低語を以てしたのである。一方周人も殷を滅ぼした部族であるから当初初めて作られた民（注10）なる文字に最低を現わす形容詞を附帯して遺民（頑民）といひ迷民などといったのである。

斯くして殷周人は以前より互に敵人呼ばわりしていたことは鬼方、馬方、土方、羌方等々の語を以ても了解されるのである。然してこれも周代になると殷の遺民との反目も漸次軟らぎ、人より低級なる文字と考えていた民の字も、結局は人民や民人というような熟語として詩経などに使用されるに到つたのである。

然してこの中にも庶民といわれる大衆は奴隸的生活、屈服的生活に甘んじていたが、やがて人としての自我意識が高まり、民としての自覚が強まると民は国の本なり（淮南子主術訓）といひ、民者諸侯之本なり（新書大政篇）というように、庶民を以て最高のもの民

あつての神主、民あつての王侯という自覚まで生じて来たのである。

而して中国古代には氏族意識が強かったが、民族意識は弱かつた、それが清代となりアヘン戦争以後より、民族意識がより強まり民族なる熟語が出現した。それは自我意識が国家的に強まり、民の字の内容がより自覚された結果であると想われる。

以上

注1 尚書周書呂刑篇

「惟呂命、王享国百年彘荒、度作刑、以誥四方。王曰、若古有訓、蚩尤惟始作乱、延及于平民、罔不寇賊、……苗民弗用靈、制以刑、惟作五虐之刑、曰法、殺戮無辜、爰始淫為劓刑椽斲、越茲麗刑、并制罔差有辭、民興胥漸……略」

注2 五刑の記載は大体差の文獻による。

注3 周礼秋官司刑 6 国語魯語上篇 7 漢書刑法志等。

注4 說文詁林卷九十二下民部五六五六頁

注5 平凡社発行書道全集第一卷（中國殷周秦）

河出書房発行定本書道全集（殷周秦）
積微居金文說（增訂文）楊樹達著。等々の人々の解説を参考にす

る。

史記殷本紀（紂の項）

注6

金文叢考金文韻誦補遺釈氏氏（二三二頁）及び金文余釈氏氏（二十八頁）等にも郭沫若氏がこの事を論じていられる。

注7

殷代社会生活李亜農著 一頁に

「在殷人的西方、還有一個方百里的小部族、叫作周、周族与殷人的鬭争、亦常見於卜辭、云々」これ等のことは殷虚書契前編卷四三、二ノ一等に出ているがここでは省略。

注8

詩経商頌殷武の章「自彼氏羌、佗氏羌夷狄圉、在西方者也。釈文、氏西方夷狄圉。」とあり後漢書東夷列伝第七十五、に肅慎人を氏羌といい、「山林之間、土氣極寒、常為穴居、」ともいう。

注9

山海経十海内南経「氏人圉、在建木西、其為人、人面而魚身無足。」などがある。

注10

殷末周初に始めて作られた民の語は殷人からすれば最底の語と考えたか知れぬが、また周人からすれば最高の語と想っていたかも知れない。朕を秦の始皇帝に於て最高の語とした如く。

以上